

「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ(案)」に対する主な意見(概要)と これに対する公共放送の在り方に関する検討分科会の考え方(案)

■ 意見募集期間 : 令和2年 11 月 25 日(水)から同年 12 月 24 日(木)まで

■ 提出意見件数 : 3,097 件 (放送事業者等:36 件、個人等:3,061 件)

■ 意見提出者 :

○ 放送事業者等 【36 件】 (50 音順)

青森放送(株)、RKB 毎日放送(株)、朝日放送テレビ(株)、(一社)衛星放送協会、関西テレビ放送(株)、札幌テレビ放送(株)、四国放送(株)、(株)静岡第一テレビ、中京テレビ放送(株)、(株)中国放送、中部日本放送(株)、(株)TBS テレビ、(株)テレビ朝日ホールディングス、(株)テレビ岩手、(株)テレビ愛媛、(株)テレビ高知、(株)テレビ信州、(株)テレビ東京ホールディングス、(株)テレビ新潟放送網、(株)テレビ宮崎、(株)テレビユー山形、東海テレビ放送(株)、西日本放送(株)、日本テレビ放送網(株)、日本放送協会、日本海テレビジョン放送(株)、(一社)日本新聞協会メディア開発委員会、(一社)日本民間放送連盟、広島テレビ放送(株)、福岡放送(株)、(株)福島中央テレビ、(株)フジテレビジョン、北海道文化放送(株)、(株)毎日放送、(株)山梨放送、讀賣テレビ放送(株)

○ 個人及び上記以外の法人等 【3,061 件】

「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ（案）」に対する主な意見（概要）と
これに対する公共放送の在り方に関する検討分科会の考え方（案）

1. 第2章受信料を巡る概況について	
主な意見(概要)	検討分科会の考え方（案）
<p>○ 「受信料額は、衛星契約では、英独仏韓などと比べ、最も高い水準となっており」と記載されていますが、「最も」を削除する等、より適切な表現に変更されるよう要望します。ドイツの放送負担金は2020年現在、1世帯あたり年額210ユーロで日本円に換算すると約26,400円（1ユーロ126円で計算）。NHKの受信料額（衛星契約）は年額24,185円（口座振替等・年払い）です。</p> <p align="right">【日本放送協会】</p>	<p>御指摘を踏まえ、第2章（2）第2パラグラフの受信料額の国際比較に関する記述について、2019年度のものであることが明らかとなるよう、修正を行います。</p>
2. 繰越剰余金の受信料への還元について	
主な意見(概要)	検討分科会の考え方（案）
<p>○ NHKの受信料水準が総括原価方式による収支相償の考え方により算定されていることを踏まえれば、必要最小限の留保分を超える剰余金は、受信契約者に還元されるべきものです。本案が「一定水準を超える剰余金については、還元目的の『積立金』の勘定科目に計上し、次の中期経営計画の期間において受信料の引下げに充当することを義務付ける制度を導入することが適当」としたことには一定の合理性があると考えます。</p> <p align="right">【（一社）日本民間放送連盟他】</p> <p>○ 2019年度のNHK連結決算をみると、内部留保が3777億円（子会社分および建設積立資産1694億円含む）に達している。保有する現預金と有価証券の総額は4412億円で、09年度末からの10年で2299億円も増加していることは明らかに不適切である。N</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>

<p>HKの申し出により新たな勘定科目として、還元目的の「積立金」を設けるとしたことは適切である。</p> <p>【(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会】</p> <p>○ 4Kの普及推進などへの資金確保を前提として、余剰は当然、国民に還元されるべきである。</p> <p>【(一社) 衛星放送協会】</p> <p>○ 繰越剰余金については、衛星放送を含め受信料を引下げのための原資として還元すべきである。</p> <p>【個人】</p>	
<p>○ (2) 検討における「剰余金の一部を受信料の引下げによる還元目的の積立金とする場合、積立金の勘定科目を設けるだけでなく、受信料の引下げによる還元が確実に実施される仕組みを導入することが必要と考えられる。」との記載に関連してです。</p> <p>受信料の料額は、「NHKの維持運営のための特殊な負担金」である受信料の性格を踏まえ、視聴者に公平に負担いただくことを原則として、一定の料金算出期間における適正な事業計画に基づき、総括原価方式を基本に算出しており、手続きとしては、放送法第70条第4項において国民の代表者からなる国会が、毎年度収支予算を承認することにより定めることとなっています。こうした点からも、まずはNHKにおいて適切な料額を検討すべきものと認識しております。</p> <p>NHKとして引き続き適切な受信料額となるよう、効率化などの経営努力による剰余金は「受信料の値下げの原資」として明確にして積み立て、一定額が貯まったところで視聴者に還元してまいります。</p>	<p>第3章1. に示したとおり、NHKの繰越剰余金は増加傾向にあり2019年度には1,280億円となっており、こうしたことを踏まえれば、繰越剰余金を受信料の引下げによる還元が確実に実施されるようにするため、還元目的の「積立金」の勘定科目に計上し、次の中期経営計画の期間において受信料の引下げに充当することを義務付ける制度を導入することが適切と考えます。</p> <p>また、こうした還元目的のための積立て以外に、NHKの安定的な経営の観点から留保が認められる繰越剰余金の水準については、国民・視聴者からの意見を踏まえ、明確かつ適正な水準とする必要があると考えます。</p> <p>なお、受信料の月額については、放送法第70条第4項の規定に基づき、毎事業年度の収支予算を国会が承認することによって定める現行の枠組みを前提とすべきものであり、予算・決算の政府のチェック機能については、同条第2項の収支予算等への総務大臣意見、同法第72条第2項の業務報告書への総務大臣意見及び同法第74条第3項の財務諸表の会計検査院の検査を通じて果たされるべきものと考えます。</p>

こうした一連の取り組みに経営委員会が適切に関与し、チェック機能を果たしていくことが経営委員会に求められる基本的な機能であると認識しています。

仕組みの導入にあたっては、上記の趣旨を踏まえ、NHKの自律性が今後とも変わらず担保され続けるべきであると考えことから、(3) 今後の方向性において、「一定水準を超える剰余金については、還元目的の「積立金」の勘定科目に計上し、次の中期経営計画の期間において受信料の引下げに充当することを義務付ける制度を導入することが適当である。」、「安定的な経営の観点から留保が認められる繰越剰余金の水準については、国民・視聴者の意見を踏まえ、明確かつ適正な水準とする必要がある。」としている部分について、NHKの自律性に留意すべきである旨の追記がなされるよう要望します。

また、(3) 今後の方向性には、「積立金が蓄積されているにもかかわらず、受信料の引き下げを実施しない場合には、国民・視聴者に対してその理由について説明責任を果たすべき」との記載があります。

「説明責任」については、国会の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員 12 名で構成される経営委員会が、中期経営計画や毎年度の予算・事業計画の議決、決算における「内部留保と還元原資の適切な切り分け」等により、最適なガバナンスを発揮できるよう、適切にその職責を果たしていく所存です。

「国会及び政府においてもNHKの予算・決算について十分なチェック機能を果たすことが求められる」との記載があり、「政府」という表現が入っていますが、現行制度の枠組みを前提とし

<p>たものであり、新たな制度を導入する趣旨ではないことの確認を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【日本放送協会】</p>	
<p>○ 分科会には、とりまとめ案にある通り、経営安定のための積立金を数百億円程度に抑制し、還元額を最大化するとともに受信料引き下げにつなげる具体的な枠組みの構築を求める。加えて、子会社が抱える 1000 億円近い内部留保の還元策についても、配当水準を含めて包括的に検討することを期待する。</p> <p style="text-align: center;">【(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	<p>中間持株会社制を導入する場合には、NHKに適切に中間持株会社及び傘下子会社の利益剰余金が還元されるよう、中間持株会社の傘下の子会社からの配当及び特別配当並びに中間持株会社からのNHKに対する配当の在り方について、健全な運営に必要な水準を超えて剰余金が蓄積されないことを具体的に明らかとすることが求められると考えます。</p> <p>政府においても、NHKの中間持株及び傘下の子会社からの配当が適切なものとなっているかについて、十分なチェック機能を果たすことが求められると考えます。</p> <p>第3章2.(3)に、この考え方を記載する修正を行います。</p>
<p>○ NHKが予算消化を目的とした不必要な支出により繰越剰余金を不当に減額したり、繰越剰余金の「積立金」への振り分けを恣意的に行ったりすることがあってはなりません。NHKには、会計上の明確な基準を示すとともに、内部のチェック機能を強化し、透明性のある事業運営を行うことを求めます。また、NHKの予算および決算に関して、国会と政府がこれまで以上に十分なチェック機能を果たしていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【(一社) 日本民間放送連盟他】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>第3章1.(3)に示したとおり、NHKにおいては、予算消化を目的とする不要な支出が生じないように、これまで以上にチェック体制を確保することが必要であり、国会及び政府においてもNHKの予算・決算について十分なチェック機能を果たすことが求められると考えます。</p>
<p>○ 繰越剰余金が蓄積されているにも関わらず受信料を値下げしない場合には、NHKはその説明を果たすべきである。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>第3章1.(3)に示したとおり、積立金が蓄積されているにもかかわらず、受信料の引下げを実施しない場合には、NHKにおいて、国民・視聴者に対して説明責任を果たすべきであると考えます。</p>
<p>○ 一定水準を超える剰余金を、受信料引き下げに充当し、受信契約者に還元する仕組みを制度化することは当然であると考え</p>	<p>NHKにおいては、放送センターの建替については、引き続き、建替の経費が受信料により賄われることを十分認識し、2016年8月</p>

<p>ます。しかし、繰越剰余金の内訳では、1700 億円(約 57%)もの巨額が建設積立金に充てられています。局舎は現実に則した適切なスペックとし、できる限り還元目的の積立金に充当することを要望する。</p> <p style="text-align: center;">【(株) 中国放送他】</p>	<p>にNHKが公表した「放送センター建替基本計画」の合理性・妥当性等、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすとともに、既存業務の見直し等を踏まえつつ、事業規模について不断に精査することが求められると考えます。</p>
---	---

3. 中間持株会社制の導入について	
主な意見(概要)	検討分科会の考え方(案)
<p>○ 「中間持株会社制を導入することにより、・・・どのような効果が見込まれるのか」について「一定の説明は行われた」が、「引き続きその効果を分かりやすく説明を行うことが求められる」との記載について、改めて中間持株会社制のねらい等についてご説明します。</p> <p>人口・世帯数の減少やメディア環境の急激な変化などを踏まえて、NHKは公共メディアとして、持続可能なサービスを提供できる組織に変わる必要があり、構造改革を断行し、「スリムで強靱なNHK」となり、時代に対応した「新しいNHKらしさの追求」を進めていきます。</p> <p>この観点で、8月に公表したNHKの次期経営計画(2021-2023年度)(案)でも、予算規模において500億円の削減とともに、関連団体のフォーメーションを見直す考えを示しました。</p> <p>その具体的施策の1つである、「中間持株会社の設立」を核としたグループ一体改革を通じて、傘下の子会社の合理化・効率化を図ります。あわせて、傘下の子会社の管理部門を集約することで、ガバナンスを強化する効果もあると考えています。</p> <p>中間持株会社は、次期経営計画の期間中に会長以下執行部が責</p>	<p>中間持株会社制の導入による効果等については、NHKの御意見においては、</p> <p>① 合理化・効率化については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子会社の経営管理部門を共通化し、NHK本体の人員を増加させることなく、子会社の役員数の半減、管理部門の要員数の3割減等の経営管理部門の人員削減を図ること ・中間持株会社が核となって業務の総合管理を行い、子会社間のシナジーも考慮しつつ、重複機能の整理を進めること <p>② ガバナンスについては、子会社の経営戦略部門を中間持株会社に集約し、それぞれの子会社の事業計画の作成などを担い、中間持株会社及び傘下の子会社まで100%の完全親子関係を構築し、幹部に適切な人材を配置し、強化すること</p> <p>などにより、設置にかけたコスト以上の効果を出すことを目標とし、その効果を毎年度の事業計画の評価の際に検証すること、</p> <p>③ 透明性については、中間持株会社と傘下会社の透明性を高める取組を継続すること、</p> <p>④ このほか、子会社からの配当や特別配当などの在り方について検討し、視聴者への還元の原資とすること</p> <p>などとしています。</p>

任とスピード感を持ってグループ改革を実現するために、導入が必要だと考えている経営の仕組みです。今回、中間持株会社の設置を求めているのは改革を効率的に進めるためであり、業務拡大を意図したものではありません。

(グループ経営上の課題)

1990年代以降、放送事業に対しては次々と新しい役割が求められ、その都度体制強化をはかってきました。衛星放送、4K・8Kという放送波の拡大、放送のデジタル化、データ放送やインターネットを通じたサービス、国際放送の強化などです。体制強化に当たっては、「NHK職員の増加」という形ではなく、関連団体への業務委託、さらに外部の一般事業者に業務委託することで対応してきました。これにより子会社11社への業務委託費はこの3年で120億円増えました。

(課題解決の鍵・中間持株会社設置)

NHKでは次期経営計画で支出を大幅に削減しますが、その実現に活用したいと考えているのが中間持株会社の仕組みです。現在でもNHKは関連団体に対して発言力がありますが、大株主としてしか関わることはできません。子会社はあくまでも株式会社ですので、取締役会や株主総会等の議決を経ることなく重要な経営決定をすることはできません。また、現在の放送法においては、NHKの役員が営利事業を兼務することはできず、NHKが効かせることができるガバナンスには限界があります。こうしたことから、子会社を束ねる存在として中間持株会社の仕組みを活用すれば、より強力なガバナンスを効かせることができると考えています。

このように、中間持株会社制の導入の効果について、一定の具体化が図られたものの、第3章2.(3)①②に示した事項に加え、以下に示す事項についても留意が必要と考えます。

まず、NHKにおいては、中間持株会社の導入による具体的な効果について毎事業年度検証を行い、その内容を明らかにすることで、国民・視聴者に説明責任を果たしていくことが求められると考えます。

また、NHKに適切に中間持株会社及び傘下子会社の利益剰余金が還元されるよう、中間持株会社の傘下の子会社からの配当及び特別配当並びに中間持株会社からのNHKに対する配当の在り方について、健全な運営に必要な水準を超えて剰余金が蓄積されないことを具体的に明らかにすることが求められると考えます。

政府においても、NHKの中間持株会社及び傘下の子会社からの配当が適切なものとなっているかについて、十分なチェック機能を果たすことが求められると考えます。

以上を踏まえ、第3章2.(2)にNHKの意見内容の要点を記載するとともに、(3)に以上の考え方を記載する修正を行います。

子会社の経営戦略部門を中間持株会社に吸い上げ、それぞれの子会社の事業計画の作成などを担うことで、傘下の子会社は事実上ひとつの部局のような存在になります。これまでグループの再編は子会社の合併によって行ってきましたが、その手法では労働条件や社内制度の統合等に相当の時間がかかっていました。中間持株会社を設置すれば、傘下の子会社の業務移行や人材の流動化なども速やかに実行できます。NHKから中間持株会社、傘下の子会社まで 100%の完全親子関係を構築し、幹部に適切な人材を配置することで、中間持株会社や傘下の子会社の運営に直接、協会の意思を反映できると考えます。

(業務委託費の削減と仕組みの活用)

中間持株会社の設置で目指すことのひとつが業務委託の縮小です。これまでは業務を委託するNHKの各部局と機能を担う関連団体との間で連携を取って業務の委託が行われてきましたが、NHKでは番組制作、取材、技術、営業といった、従事する業務の内容によってのタテ割りが強く、横串を指すような全体管理には十分ではない点がありました。

中間持株会社の設置によって、NHK本体が指示する業務委託の総量のコントロールに横串機能として対応し、競争契約に切り替えることができないかどうかの精査など、管理監督する役割を一層強化したいと考えており、次期3か年だけでもおよそ10%から20%の業務委託費を減少させることを見込んでいます。

(グループ全体の要員管理)

業務委託費の縮小に対応して、グループの要員の削減も必要となります。現在子会社11社に社員が約6000人弱おり、このうち

独自に採用した社員が70%、NHKからの出向・転籍の社員が30%います。採用の抑制や早期退職に関わる制度整備、出向者や転籍者の管理や見直しを中間持株会社を中心となって担います。こうした業務を本体で徹底して行うとなると逆に本体の要員がさらに増えることになるため、中間持株会社でその機能を担いたいと考えています。

また、持株会社を活用することで子会社の経営管理部門を共通化し、人員削減につなげることができます。設立当初は、コンテンツ制作に関連する団体を中心に5～6社を傘下に置く想定ですが、それぞれの子会社にある経営企画・人事・総務・内部監査等の機能を集約し、例えば、役員数でいえば半減、管理部門の要員数は3割減を目標としています。設置後、段階的に集約を行い、迅速に進めたいと考えています。

(重複した業務の整理)

中間持株会社の設置によって、子会社の間で重複している業務を整理することもできると考えています。公共放送に求められる役割の拡大に伴って、サービスも拡大し、NHK本体と関連団体がそれぞれの役割においてできることを互いに補完しながら事業運営に当たってきました。役割を明確にして、業務の重なりが起こらないよう進めてきましたが、新しいサービスに取り組む際はどうしてもいくつかの社で同時進行で行うことが多くなっていました。

今後は、中間持株会社が核となって業務の総合管理を行い、子会社間のシナジーも考えながら、重複機能の整理を進めていきます。

<p>(グループ全体の資金について)</p> <p>中間持株会社の仕組みを導入して、運転資金についても一括管理をします。傘下会社間の資金融通がしやすくなり、突発事項に対する予備的な費用も全体管理します。より合理的に運転資金の運用管理を行うことによって、いわゆる剰余金と呼ばれていた資金の総量を減らしていくことにもつながると考えています。さらに子会社からの配当や特別配当などの在り方について検討し、視聴者への還元の原因としていきたいと考えています。</p> <p>なお、この数年積極的に取り組んできた関連団体の情報公開は、中間持株会社の設置後も引き続き行い、持株会社と傘下会社の透明性を高める取り組みは継続します。また、関連団体運営基準も、このタイミングで見直しを実施いたします。</p> <p>中間持株会社の設置によって、グループの合理化・効率化、ガバナンス強化を図り、設置にかけたコスト以上の効果を出したいと考えています。そして、こうした効果が実際に得られているかどうかについては、NHKが毎年の事業計画の評価の際などに検証していくこととします。</p> <p>NHKとしては引き続き、機会をとらえて、国民・視聴者のみなさまにご理解いただけるよう説明に努めてまいります。</p> <p style="text-align: center;">【日本放送協会】</p>	
<p>○ 当連盟は、NHKに対して、グループ全体のガバナンスを向上させ、国民・視聴者の目線に立ったコスト意識の徹底、公共放送の使命に照らした業務の精査、民間といたずらに競合しない節度を持った事業運営が行われることを求めています。特に、NHKの子会社等が、地方自治体が主催するイベントの企画・運営をは</p>	<p>第3章2.(3)①に示したとおり、NHKの子会社を通じた業務の肥大化を抑止する観点から、中間持株会社傘下の子会社についても、NHKの業務に密接に関連するものに限定することが必要と考えられます。</p> <p>また、上の欄に示したとおり、NHKの御意見において、合理化・</p>

じめ、民間事業者が収支を勘案しながら公正に競争している分野に進出することは抑制的であるべきです。

中間持株会社の設置によって、上記の効果が実現するのであれば、その導入には一定の合理性があると考えます。NHKには、導入により期待される効果に加え、組織の階層が増えることによるガバナンスや透明性への影響、コストの増加などの懸念に関して、国民・視聴者に丁寧に説明いただくことを求めます。

【(一社) 日本民間放送連盟他】

- 「導入により年間8億円規模の人件費削減が可能」としているが、「持ち株会社の傘下に置くだけで役員を半減できる」とも述べており、NHK子会社の現状が適正なものか疑念を抱かざるを得ない。今後、NHKから①子会社の現状、②対象子会社名を含む持ち株会社の全体像、③株式取得など導入にかかる初期費用、④費用削減額など導入による具体的効果などを聞き取ったのち、現状並みかそれ以上の情報公開担保制度と、第三者による事後検証および不適切事例に是正措置を求める仕組みを構築することを求める。同時に、NHK子会社の個別業務が公共放送であるNHKの設立趣旨に沿うものであるかを検証する作業も進めるよう期待する。

【(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会】

- 中間持株会社制の導入について、NHKは費用対効果を示し、メリット・デメリットを客観的・具体的に説明すべきである。

【個人】

効率化、ガバナンスや、透明性等、中間持株会社制の導入の効果について、一定の具体化が図られたものの、第3章2.(3)①②に示した事項に加え、以下に示す事項についても留意が必要と考えます。

まず、NHKにおいては、中間持株会社の導入による具体的な効果について毎事業年度検証を行い、その内容を明らかにすることで、国民・視聴者に説明責任を果たしていくことが求められると考えます。

また、NHKに適切に中間持株会社及び傘下子会社の利益剰余金が還元されるよう、中間持株会社の傘下の子会社からの配当及び特別配当並びに中間持株会社からのNHKに対する配当の在り方について、健全な運営に必要な水準を超えて剰余金が蓄積されないことを具体的に明らかにすることが求められると考えます。

政府においても、NHKの中間持株会社及び傘下の子会社からの配当が適切なものとなっているかについて、十分なチェック機能を果たすことが求められると考えます。

以上を踏まえ、第3章2.(3)に以上の考え方を記載する修正を行います。

○ 仮に導入された場合であっても、期待される効果が生じていないのであれば、改廃を検討することは当然です。その観点から、本案の「中間持株会社制への移行後、当初NHKが見込んでいた効果が発揮されているか検証を行い、その検証結果を踏まえて、中間持株会社の廃止も含めた必要な措置を講ずることを明らかにしておくことが必要である」との指摘は妥当です。

【(一社) 日本民間放送連盟他】

賛同の御意見として承ります。

4. 受信設備の設置届出制及び未届に対する設置推定、未契約者氏名等（居住者情報）の照会について	
主な意見(概要)	検討分科会の考え方（案）
<p>○ 受信料の公平負担の徹底と営業経費の削減がNHKにとって重要な課題であることは理解しますが、課題の解決にあたっては、国民・視聴者に新たな義務や負担を課するというアプローチではなく、受信料体系・水準の見直しや不適切な訪問営業活動の是正を含めて、業務・受信料・ガバナンスの三位一体改革を進め、公共放送に対する国民・視聴者の信頼や納得感を向上させるアプローチをまず検討すべきです。</p> <p>その観点から、「受信設備の設置届出制及び未届に対する設置推定」および「未契約者氏名等（居住者情報）の照会」について適当ではないとしたことに賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【(一社) 日本民間放送連盟】</p> <p>○ 「受信設備の設置届出制及び未届に対する設置推定」および「未契約者氏名等（居住者情報）の照会」が適当ではないと示されたことに賛同する。</p> <p style="text-align: center;">【日本テレビ放送網（株）他】</p> <p>○ 当委員会が分科会第11回会合（11月9日開催）で意見を述べた通り、NHKが求める受信機器の設置届け出義務と居住者情報照会制度を導入することで、受信機の購入が控えられ、「テレビ離れ」が加速するとの懸念がある。NHK受信料の公平負担を追求した結果、わが国の放送文化そのものが棄損されるとすれば本末転倒だと言わざるを得ない。受信料は税金でも視聴料でもなく、NHKへの信頼を前提に国民・視聴者が支払う「特殊な負担金」と位置づけられている。NHKが、法令等で担保された新た</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>

<p>な強制力や他の公的機関が保有する個人情報から自らの収納率向上のために希求することは、受信料徴収の大前提である国民・視聴者の信頼を損なうことにつながりかねず、これら新制度の導入には反対である。</p> <p style="text-align: center;">【(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	
<p>○ NHKがご提案した「受信設備の設置届出制度」と「未契約者氏名等の照会」についてあらためてご説明いたします。</p> <p>6月に本検討分科会で取りまとめられた「三位一体改革推進のため取組が期待される事項」では、「訪問活動による面接率や契約率が、今後一層の悪化も想定されることを踏まえ、公平負担の徹底に向けた課題の対策を具体化」することがNHKに求められました。</p> <p>「受信料の公平負担を徹底」する上で最大の課題だと考えているのは、「誰が受信契約の対象か」、「受信機を設置されているのかどうか」をNHKにおいて把握することができないことです。</p> <p>これらの課題により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼訪問巡回活動に多大なコストがかかる ▼訪問し粘り強く対応することで逆にクレームやトラブルにつながってしまう結果となっています。 <p>ご提案した「受信設備の設置届出制度」と「未契約者氏名等の照会」は、こうした課題の解決に向けて、考えられる施策としてお示しさせていただきました。</p> <p>例えば、「未契約者氏名等の照会」については、一斉に全世帯に照会をかけるものではなく対象を絞って行うものであり、取得した情報の使途については、公平負担の徹底という1つの目的しかありません。また、取得する情報についても、未契約の方につい</p>	<p>御意見は参考として承ります。</p>

<p>ては「氏名」のみ、転居された契約者については「住所」のみの照会であり、必要最小限に絞り込むことで、プライバシーに十分配慮したものとして制度設計いただくことは可能だと考えております。そして、当然、濫用防止や透明性が確保される厳格な仕組みと実施体制のもとで、実施すべきものであると認識しています。</p> <p>今回のご提案は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼公平負担の徹底を推進するとともに、 ▼諸外国に比べ相対的に高い営業経費を下げるためのものであること、 ▼そして、コロナ禍において望まれない巡回型の訪問活動をなくしていくためのものであること、 <p>をあらためて申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	
<p>○ 設置届出制について、すでに受信契約している者や受信設備を設置していない者を対象とすることは不要かつ不相当とする考え、及び「未届に対する設置推定」を導入することは適当でないとする考えに賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【(株) テレビ信州】</p> <p>○ 受信設備の設置届出制により視聴者に新たな義務を課すことで、テレビ離れが加速することが懸念され、我が国の放送文化を棄損しかねず、同制度を不要かつ不相当とする判断に賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【青森放送 (株)】</p> <p>○ とりまとめ案のとおり、未契約者に対する未設置届出を義務化することは不相当である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>

<p>○ 「受信設備を設置した場合の届出」について、「ヒアリングに際して…一層のテレビ離れを加速化するおそれがあるとの意見が表明された」ことはとりまとめ（案）に記載のとおりですが、現状においても、受信設備(テレビ)を設置された場合には受信契約の手続きが必要であることが前提である点にご留意いただきたいと思えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>御意見は参考として承ります。</p>
<p>○ 個人情報の提供は法的な整合性はもちろん、情報漏洩などのリスクもあり最大限慎重に検討すべき事項であり、訪問営業活動でのトラブルなど多くの問題点が指摘される中、居住者情報の照会を求めることは、国民・視聴者の理解を得られない多くの問題点が指摘されており、導入は適当でないこと示されたことに賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【(株) テレビ信州】</p> <p>○ NHKによる未契約者氏名等（居住者情報）の照会制度は、個人情報やプライバシー保護の観点から問題が多く、とりまとめ案のとおり不適當である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ 「大規模な個人情報の取得」とありますが、今回のご提案における数値は、想定される最大の照会件数であり、視聴者の方等からの自主的な届出を事前に促すことで、実際の個人情報の取得件数を大幅に削減することが可能であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>NHKの要望する未契約者氏名等の照会について、「大規模な個人情報の取得」にあたることとして示した「初年度で約900万件、2年目以降は300万件」との数値は、第10回会合（2020年10月16日）のNHKのヒアリング資料（12p）において示されたものであり、また、NHKの御意見にあるように、当該数値が想定される最大の照会件数であったとしても、具体的にどの程度まで削減できるかの数値の提示がない以上、「大規模な個人情報の取得」と判断せざるを得ないものと考えます。</p>
<p>○ 「取得した個人情報の第三者提供」とありますが、今回のご提</p>	<p>NHKの要望する未契約者氏名等の照会について、第10回会合の</p>

<p>案は、「訪問によらない営業活動」を行うためのものであり、取得した個人情報、委託法人による訪問活動に使用するものではなく、NHKからの文書発送に関する業務に使用することを考えていることから、前提とする事実認識にそこがあるのではないかと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>NHKのヒアリング資料(12p)において、未契約世帯に対する郵送による案内(文書発送)の後、回答(届出)がない場合には訪問による対応を行う旨を示しており、訪問に際して照会により取得する個人情報を使用することが予定されており、また、現在、NHKにおいて訪問活動を多くの法人に委託している実態があることから、委託する法人等との関係について整理が必要との認識にそこはないと考えます。</p>
<p>○ 「費用面…での大きな負担」は、無償提供を想定しての評価と考えられますが、相応の対価をお支払いすることは当然のことであり、前提とする事実認識にそこがあるのではないかと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>NHKの要望する未契約者氏名等の照会について、想定される照会件数が大規模なものであり、照会先に費用面や個人情報の第三者提供を行うというリスク面での大きな負担を生じさせることは、NHKから相応の対価が支払われるかに関わらず、想定される課題であると考えます。</p>
<p>○ 公平負担の徹底に向けた課題の対策を具体化することや営業経費の大幅削減を強く求められていたことから、大きな費用のかかる受信設備の設置確認を、効率的に行うためにご提案したものです。</p> <p>「受信設備の設置確認を行う必要性は引き続きあること」自体は当然の前提となっているので、問題点として記載することは適当でないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>第4章(2)②(オ)の御指摘の箇所については、受信設備の設置確認には訪問も必要であり、そのための費用は引き続き生ずる趣旨である旨を明らかとするよう、修正を行うこととします。</p>

5. 民事上の担保措置としての割増金について	
主な意見(概要)	検討分科会の考え方(案)
<p>○ 民事上の担保措置として割増金を導入する場合は、対象者の範囲を含めて精緻な制度設計を行ったうえ、国民・視聴者の十分な理解を得なければ、国民生活に大きな混乱をきたしかねません。 【(一社) 日本民間放送連盟他】</p> <p>○ 「ワンセグ機能付き携帯電話やチューナー付きカーナビなどについては、十分な配慮が必要」との指摘はもっともです。テレビ視聴を主目的としない機器のみの所有を理由として割増金を課すことは、一般的な社会通念から乖離し、国民・視聴者の理解を得られないと考えます。 【(一社) 日本民間放送連盟他】</p> <p>○ 単身赴任、子供の一人暮らし、二地点居住といった生活スタイルの多様化などにより、同一の生計の家族が離れて暮らすケースや、複数の住居を有するケースも少なくありません。その場合、第一の自宅以外の住居のテレビ受信機の契約締結を怠ったことを理由として割増金を課すことについても、国民・視聴者の理解を得られないと考えます。 【(一社) 日本民間放送連盟】</p>	<p>第4章(3)③に示したとおり、正当な理由がないにもかかわらず受信契約の締結に応じない受信設備の設置者のみを対象として、民事上の担保措置としての割増金を適用することができる旨を法律で定めることは有力な選択肢であると考えます。</p> <p>また、割増金の制度を設ける場合には、NHKにおいては、国民・視聴者に対して周知を行うとともに、引き続き、受信設備設置者の理解を得て契約を締結するよう努める必要があり、例えばワンセグ機能付き携帯電話やチューナー付きカーナビなどについては、十分な配慮が必要と考えます。</p> <p>受信契約の対象世帯や受信契約の対象となる受信設備の具体例等については、日本放送協会放送受信規約において定めているところ、この点についても、NHKにおいて、引き続き、周知を行うとともに、受信設備設置者の理解を得て契約を締結するよう努める必要があると考えます。</p> <p>割増金の適用対象としない場合については、NHKにおいて、受信規約等において可能な範囲で明らかにしつつ、受信設備設置者の理解を得て契約を締結するよう努める必要があると考えます。</p>
<p>○ 受信料未払いの最大のネックは、支払わない場合の罰則規定の不在にあることは長年言われてきたことです。そのため、民事上の担保措置として「割増金」を検討することは一定の意義があるととらえている。ただし、こうした仕組みは、様々な事情を踏まえて制度化する必要があるものと考えます。簡略化された一律のルールだけでは未払い者に不当な不利益をもたらす可能性が否</p>	<p>第4章(3)③に示したとおり、割増金の制度を設ける場合には、NHKにおいて、その趣旨、割増金の適用対象としない場合等について、国民・視聴者に対して周知を行うとともに、引き続き、受信設備設置者の理解を得て契約を締結するよう努める必要があると考えます。</p> <p>また、第4章(3)④に示したとおり、制度改正後の訪問営業活動</p>

<p>定できません。様々な見地からの議論を進めるべきであり、十分な検討時間を費やして判断すべきものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【北海道文化放送（株）】</p>	<p>の実態については、行政において注視することが重要と考えます。</p>
<p>○ 分科会から提案された「民事上の担保措置としての割増金」についても、その運用は抑制的であるべきだ。未契約者に契約と受信料支払いを促すために一定の効果があると考えられ、刑事罰・行政罰と異なる民事上の措置であることは理解するが、国民・視聴者からある種の「罰金」と捉えられかねない危うさがある。導入するのであれば、NHKの在り方と受信料制度に踏み込んだ抜本的な三位一体改革の道筋を示し、国民・視聴者から理解を得ることが前提である。</p> <p style="text-align: center;">【(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	<p>第4章(3)③に示したとおり、割増金の制度を設ける場合には、NHKにおいて、その趣旨、割増金の適用対象としない場合等について、国民・視聴者に対して周知を行うとともに、引き続き、受信設備設置者の理解を得て契約を締結するよう努める必要があると考えます。</p> <p>また、第7章に示したとおり、NHKにおいても、2020年6月の「三位一体改革推進のためNHKにおいて取組が期待される事項」に記されているように、引き続き三位一体改革を自律的に推進していくことが望まれます。</p>
<p>○ 11月20日に開催された「公共放送の在り方に関する検討分科会」第12回会合で、多賀谷分科会長から「民事上の担保措置としての割増金を場合によっては免除する点について法律に明記すべき」「何が受信設備に当たるかはNHKの裁量で決めるのではなく、放送法や政令で明示することが必要」との発言がありましたが、当連盟としても、この発言に賛同します。国民・視聴者の理解や予見可能性を高める観点から、割増金の対象範囲はNHKが決めるのではなく、法令で具体的に明示いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【(一社) 日本民間放送連盟】</p>	<p>第4章(3)③に示したとおり、正当な理由がないにもかかわらず、受信契約の締結に応じない受信設備の設置者のみに対して、民事上の担保措置としての割増金を適用することができることを法律で定めることは有力な選択肢であり、その際、受信契約を締結していない受信設備の設置者が設置の届出を自ら適切な時期に行った場合には、この割増金の適用対象としないこととすることが考えられます。</p> <p>また、第4章(3)④に示したとおり、制度改正後の訪問営業活動の実態については、行政において注視することが重要と考えます。</p> <p>なお、放送法第64条第1項の「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」の範囲については、裁判の判決等でも明確にされてきていることから、NHKにおいて、引き続き、周知を行うとともに、受信設備設置者の理解を得て契約を締結するよう努める必要があると考えます。</p>
<p>○ 放送法は契約自由の原則を曲げて受像機設置者に対してNHKとの契約を強制しているところ、現状以上に強制力を強化しよ</p>	<p>現行の受信料制度については、2017年の最高裁判所の判決（参考資料53・54頁参照）において、特定の個人、団体又は国家機関等か</p>

<p>うとすることは憲法の精神に反し、民事上の担保措置としての割増金には反対である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ら財政面での支配や影響が及ぶことのないようにし、現実にNHKの放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することにより放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって、NHKが受信設備の設置者全体により支えられる事業体であるべきことを示す旨とともに、具体的にどのような制度を構築するのが適切であるかについては、憲法第21条の趣旨を具体化する放送法の目的を実現するのにふさわしい制度について立法裁量が認められる旨が判示されているところです。</p> <p>受信設備を設置した者が受信契約を締結し受信料を支払う現行の制度を維持した上で、正当な理由がないにもかかわらず受信契約の締結に応じない受信設備の設置者のみを対象として、民事上の担保措置としての割増金を適用することができる旨を法律で定めることは、公共放送の公平な負担を確保し、放送法の目的を実現するために、有力な選択肢であると考えます。</p>
<p>○ 民事上の担保措置としての割増金は、受信契約を締結していない段階で、債務が発生していることとなってしまうこととなるため反対である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>第4章(3)③に示したとおり、未契約者が、正当な理由なく契約締結を免れ、不当にNHK及び契約者に不利益を与え、受信設備設置者間における公平負担が損なわれている状況にあり、公平負担を徹底することは必要不可欠であることから、正当な理由なく受信契約の締結に応じない受信設備の設置者を対象として、民事上の担保措置としての割増金を適用することができる旨を法律で定めることは有力な選択肢であると考えます。</p>
<p>○ 受信契約を契約していない受信設備設置者に対する罰金は設けるべきではない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本とりまとめ案で示している割増金は、民事上の担保措置であり、刑事罰又は行政罰としての罰金にあたるものではありません。</p>

6. 訪問営業活動の注視について	
主な意見(概要)	検討分科会の考え方(案)
<p>○ 訪問営業活動については、消費生活センター等に多くの苦情・相談が継続的に寄せられていることを踏まえれば、NHKの自律的な取り組みに委ねたままでは是正は困難と言わざるを得ません。そのため、「行政において注視することが重要である」と明記し、行政が責任を持って対処する姿勢を示したことは適切です。そのうえで、行政においては、注視にとどまらず、実効性のある仕組みを速やかに構築し、悪質な事例が確実に是正されるよう取り組んでいただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【(一社) 日本民間放送連盟】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ NHKとしましても、受信料のお支払いや受信契約をいただく際は、受信料制度の趣旨をよく説明し、ご理解いただくことが何よりも大切であると考えています。今後も、視聴者のみなさまに対する丁寧な対応に努め、節度を持った適切な契約勧奨等が行われるよう、訪問員への指導を徹底してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ 訪問員の態度が威圧的・強引でしつこい、敷地内の駐車場に無断で侵入し、退去指示に応じないなど、NHKの訪問員の手続・説明に問題がある。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>第4章(3)④に示したとおり、訪問営業活動の実態については、行政において注視することが重要と考えます。</p> <p>NHKにおいては、NHKふれあいセンターに寄せられた訪問員の対応・説明に対する苦情等が令和元年度で約2万9千件に上っていることから、受信契約の勧奨等の業務の適正を確保するための体制について、不断に見直しを行うことが強く求められると考えます。</p>

7. NHKと民間放送事業者との連携について	
主な意見(概要)	検討分科会の考え方(案)
<p>○ NHKと民放による放送の二元体制を維持・発展させ、放送における豊かな言論空間を形成することは、国民・視聴者全体の利益に資するものと考えます。その観点から、本案が「国民が多様な放送番組を視聴できる環境を維持するため、ネットワークの維持・管理等に関する民放との協力義務を導入し、二元体制の下でNHKと民間放送事業者における連携を促進することが適当」と明記したことはきわめて意義深い提言であると評価します。</p> <p>【(一社) 日本民間放送連盟他】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ 地上波放送のみならず、有料衛星基幹放送事業者との連携も図られるべきである。</p> <p>○ 有料放送事業者も協議の場への参加を要望する。</p> <p>【(一社) 衛星放送協会】</p>	<p>第5章(3)で示した、NHKと民間放送事業者における連携の促進については、有料放送事業者も含まれます。</p>
<p>○ NHKと民間放送事業者は、これまでも様々な場面で協力・連携してきました。たとえば「放送ネットワークの維持」についても、地上デジタルテレビのNHK放送所(送信設備)約2200か所のうち、約7割で民間放送事業者との共同建設を行っています(局舎、鉄塔、空中線、電源設備など)。こうした地上デジタル化の際に整備した放送所等の送信設備は更新時期を迎えており、今後もへき地等も含めた放送ネットワークの維持・更新については、このとりまとめ(案)でも強く求められている受信料の合理的な使用を常に念頭に置きつつ、受信料をお支払いいただいている方の納得性、公平性にも十分配慮しながら民間放送事業者と連携して行い、国民が多様な放送番組を視聴できる環境の維持に努め</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>

<p>ていきます。</p> <p>また「適切な協議の場」が設置されれば、地域事情や民間放送事業者各社の考え方も踏まえて適切に対応していく考えです。</p> <p style="text-align: center;">【日本放送協会】</p>	
<p>○ 地方ではNHKとエリア民放局で送信所を共同で管理するなど、協業も行われています。メディア環境が大きく変化していくなかで、NHKと民放の二元体制を維持、発展させることは、エリアにも好影響を与えていると考えます。引き続きオープンな議論の場を設置していただけるよう希望します。</p> <p style="text-align: center;">【(株)福岡放送他】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ 放送法はNHKに対し「地理的格差が生じないように、テレビジョン放送等のあまねく普及義務」を課する。NHKは国民の受信料収入によって成り立っている特殊法人である。であるならば、NHKと民間放送事業者との連携を考える場合、NHKと民間放送の二元体制を維持発展させていく上で、条件不利地域における放送ネットワークの維持・管理、特に北海道のような広大なエリアや、離島の多いエリアのすみずみまで電波を送り届ける中継局等の維持については、国民のお金を預かっているNHKが主体的に負担すべき業務であるにとらえている。そうした連携を制度化する意義は非常に高いと考える。NHKに民間放送事業者との協力の努力義務を課すことで連携を促進し、早急に協議の場を設けて制度化に向けて動く必要があると考える。</p> <p style="text-align: center;">【北海道文化放送(株)】</p> <p>○ 民間放送事業者は、永続的に多額の設備投資が必要であり、NHKと連携して設備投資にかかる費用が低減されるとしたら、歓迎する。新潟地区においては、県内に50以上ある中継局の局舎・鉄塔・アンテナ・発電機・電気設備等は、すでにNHKと民放テ</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>NHKと民間放送事業者との連携の内容については、今後、NHKと民間放送事業者との間において協議され、具体化されることを期待します。</p>

レビ4局との共用になっているが、中継局の予備バッテリーは、耐久年数に対する考え方の違いなどからNHKは単独で配備しており、民放4局の共用にとどまっている。予備バッテリーの更新には1か所あたり200～300万円、また、充電器等の更新ではそれ以上の費用がかかるため、すべての中継局に配備するのはローカル局にとって大きな負担である。NHKを含む5局による共用化が実現すれば、民間放送事業者にとって大きなメリットになる。また、中継局の維持・管理業務は、各民間放送事業者が個別にNHKの関連会社に委託していますが、NHKを含む5局で一括契約し委託することで費用が低減すれば、NHKと民放の双方にとってメリットは大きいと考える。

特にインフラの整備や設備の維持の部分でNHKと民間放送事業者が適切に連携することは、双方の経営効率化を促し、ひいては放送文化全体の発展につながり、国民が多様な放送番組を視聴できる環境を維持するものと期待する。

【(株) テレビ新潟放送網】

- 「NHKと民間放送事業者との連携の具体化を促すため、適切な協議の場を設けることが望ましい」と示されたように、早期に協議の場が設定されることを要望する。
- さらに、「(2) 検討」の項で指摘されたようにNHKと民放事業者との連携については「ネットワークの維持・管理」のほかにも、放送設備や運行などの技術面で、ローカル民放との協力関係が拡大・発展することをNHKに求める。総務省においては上記について制度面でも考慮いただくことを要望する。

【(株) 福島中央テレビ】

- インターネット活用業務の位置付けと受信料の在り方については、受信料で賄われる同時配信等サービスである「NHKプラ

ス」が2020年4月から本格開始され、民間放送事業者の配信プラットフォームであるTVerをNHKも一部の番組の提供に利用する等の取組みを行っている。この状況の中、民放ローカル局はますます地元密着した情報を県民に伝える意義が強くなり、インターネットを通じた視聴拡大を図る上でもローカル局が構築するための財源として何かNHKから配信プラットフォームでの金銭的な援助など支援ができないかぜひ検討していただきたいと考える。

【(株) テレビ宮崎】

○ NHKと民間放送事業者との連携は、両者の事業範囲や責任範囲を曖昧にすることから不適當。

【個人】

NHKと民間放送事業者の連携は、それぞれの事業範囲において必要なネットワークの維持管理等について、両者の協議を通じて内容を具体化しながら取り組むものであり、これにより事業範囲や責任範囲が不明確となるものではないと考えます。

8. インターネット活用業務の位置付けと受信料の在り方について	
主な意見(概要)	検討分科会の考え方(案)
<p>○ 「受信料を担う者を受信設備設置者とし、インターネット配信等は目的達成業務(任意業務)とする現行制度は、現段階では多くの国民・視聴者は公共放送をテレビで視聴しているという実態と整合的なものと考えられる」との指摘は妥当です。</p> <p style="text-align: center;">【(一社) 日本民間放送連盟他】</p> <p>○ 放送法等で定められた通り、NHKにとってインターネット活用業務はあくまで「放送の補完」であり、テレビ離れを食い止める手段として活用するとしても、国民・視聴者から収集した受信料の用途としては抑制的であるべきだ。その意味で、インターネット活用業務を任意業務としている現状について分科会が「現段階では多くの国民・視聴者は公共放送をテレビで視聴している実態と整合的」と結論づけたことは適当である。NHKの前田晃伸会長は記者会見でインターネット活用業務の本来業務格上げに言及したが、これは受信料制度、ひいては公共放送の性格を大きく変容させる措置であり、慎重かつ丁寧な議論が不可欠である。</p> <p style="text-align: center;">【(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ NHKは、放送を行うことを目的として設立された特殊法人です。仮にインターネット活用業務のみの利用者から何らかの対価を徴収することは、NHKの法的な位置づけや、放送の受信設備に紐づく現在の受信料制度を抜本的に見直すことにほかなりません。その場合は、視聴実態との整合性の観点だけでなく、国民・視聴者の意見に幅広く耳を傾けて社会全体を俯瞰した多角的な</p>	<p>第6章1. に示したとおり、受信料を担う者及びインターネット配信等の在り方については、受信料を担う者を受信設備設置者とし、インターネット配信等は目的達成業務(任意業務)とする現行制度は、現段階では多くの国民・視聴者は公共放送をテレビで視聴しているという実態と整合的なものと考えます。</p> <p>今後、受信料制度を抜本的に見直す際には、国民・視聴者の意見に</p>

<p>観点から議論が行われるべきです。</p> <p style="text-align: right;">【(一社) 日本民間放送連盟他】</p> <p>○ 受信料財源によるインターネット配信事業を拡大する上では、テレビ受信機の設置に基づく受信料制度について、国民・視聴者の意向を反映する議論がなされるよう要望する。</p> <p style="text-align: right;">【(株) テレビ朝日ホールディングス】</p>	<p>幅広く耳を傾けて社会全体を俯瞰した多角的な観点から議論が行われるべきという御意見については、総務省において、今後の参考にするべきと考えます。</p>
<p>○ 国民の放送受信料収入を財源として行われる業務として、放送業務とインターネット活用業務をどのように位置付け、実施していくのか、いま一度明らかにし、国民の理解を得た上で、適切な業務を進めていくべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送 (株)】</p>	<p>NHKは、放送法第20条第2項第2号及び第3号に基づき、放送した番組又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の放送番組に対する理解の増進に資する情報を、自ら又は他の事業者を通じて、インターネットを通じて一般に提供する「インターネット活用業務」を行うことができることとされています。</p> <p>インターネット活用業務でどのような業務を実施するかについては、NHKにおいて、具体化すべきものと考えます。</p>
<p>○ 放送番組を視聴できるインターネットの通信機器を受信設備として捉え、受信料支払の対象を拡大することは、国民の理解が得られず反対である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>第6章1.(2)に示したとおり、同時配信等サービスを受信料支払の対象とすることは、現時点の我が国においては、かえってインターネット配信の利用者の拡大の阻害となるおそれがあると考えます。</p>
<p>○ インターネット活用業務を本来業務に位置付けるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>第6章1.に示したとおり、受信料を担う者及びインターネット配信等の在り方については、受信料を担う者を受信設備設置者とし、インターネット配信等は目的達成業務(任意業務)とする現行制度は、現段階では多くの国民・視聴者は公共放送をテレビで視聴しているという実態と整合的なものと考えます。</p>
<p>○ NHKはネット事業により民業圧迫をすべきでない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>放送法第20条第2項第2号及び第3号に規定するインターネットを通じて放送番組等を提供する業務(インターネット活用業務)は、放送法において総務大臣の認可を得て策定した実施基準に基づき提供するものとされています。</p>

	<p>この認可に関しては、総務省の「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」（平成26年11月。令和元年9月改定）に基づき、「市場の競争を阻害しないこと」という観点から審査が行うこととされており、総務省の認可を通じて適切に確保されるべきと考えます。</p>
--	---

9. 衛星付加受信料について

主な意見(概要)	検討分科会の考え方(案)
<p>○ 「衛星付加受信料の見直しは、受信料の在り方のみならずNHKの業務の在り方の両面にわたり、根幹をなす論点」と指摘は、当連盟の認識と合致します。NHKには、衛星放送の位置づけおよび衛星付加受信料のあり方について可及的速やかに検討を行い、結論を示すことを求めます。国においても、受動受信問題の解消は早期に図るべきであり、NHKの検討を待たずに見直しの検討に着手することが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【(一社)日本民間放送連盟他】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>第7章に示したとおり、衛星付加受信料の見直しは、受信料の在り方のみならずNHKの業務の在り方の両面にわたり、根幹をなす論点であり、今後の衛星チャンネルの削減時期の明確化とあわせて、NHKにおいて速やかに検討を進め、考え方を示すとともに、その進捗を踏まえ、あらためて検討の場を設け、広く議論を行うことが適当と考えます。</p>
<p>○ 衛星アンテナ等が設置されている集合住宅の入居者やケーブルテレビ加入者に対して、衛星付加受信料を徴収するのは不合理であり受信料体系を見直すべきである。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p> <p>○ 受信料に関しては、公共放送としての役割維持を前提に、大胆な値下げを含む抜本的な変更が必要と考える。</p> <p>○ 現在の受信料の考え方を踏襲する場合、地上契約の料金(月額1,225円)を基礎とする地上波・衛星・インターネットを含む統一受信料への移行を検討すべきである。</p> <p>○ 衛星・インターネットを受信料に含められないのであれば、地上契約受信料の値下げを実施した上で、衛星・インターネットに</p>	<p>第7章に示したとおり、衛星付加受信料の見直しは、受信料の在り方のみならずNHKの業務の在り方の両面にわたり、根幹をなす論点であり、今後の衛星チャンネルの削減時期の明確化とあわせて、NHKにおいて速やかに検討を進め、考え方を示すとともに、その進捗を踏まえ、あらためて検討の場を設け、広く議論を行うことが適当と考えます。</p> <p>なお、NHKの総合テレビ及びEテレの同時配信及び見逃し番組配信サービス(NHKプラス)については、受信契約が確認できた者に追加の料金の負担なく提供されています。</p>

<p>関しては、オプションサービスとし、視聴者の選択を可能とする制度を検討すべきである。</p> <p style="text-align: center;">【(一社) 衛星放送協会】</p>	
---	--

10. その他	
主な意見(概要)	検討分科会の考え方(案)
・NHKにおける受信料体系・水準の見直し等について	
<p>○ 当連盟はこれまで、NHKの業務・受信料・ガバナンスを一体的に改革していくべきだとする“三位一体改革”に賛意を示してきましたが、NHKから改革の全体像が示されておらず、特に、受信料体系・水準の見直しは、いまだ手つかずと言わざるを得ません。</p> <p>公共放送に対する国民・視聴者の信頼や納得感を向上させるためには、公共放送が担うべき業務範囲を明確化し、それを担うに足る公平で効率的な受信料の体系・水準を検討し、具体策を講じることが急務です。NHKは、上記の「積立金」の制度化を待ち、次の中期経営計画(2021～2023年度)の期間までその実施を先送りするべきではありません。可及的速やかに受信料体系・水準の見直しを行うことを求めます。</p> <p style="text-align: center;">【(一社) 日本民間放送連盟他】</p>	<p>第7章に示したとおり、NHKにおいても、2020年6月の「三位一体改革推進のためNHKにおいて取組が期待される事項」に記されているように、引き続き三位一体改革を自立的に推進していくことが望まれます。</p> <p>また、受信料体系・水準については、国民・視聴者から納得を得られるものとしていくことが重要であり、NHKにおいて、受信料の公平負担を徹底するほか、業務の合理化・効率化を進め、その利益を国民・視聴者に適切に還元していくといった取組が求められると考えます。</p> <p>なお、2021年1月13日にNHKから公表された「NHK経営計画(2021-2023年度)」において、還元の原資として事業規模の割にあたる700億円程度を確保し、衛星波の削減を行う2023年度に受信料の値下げを行う方針が示されています。</p>
<p>○ 国民の負担軽減と国民の選択の自由を促進することは重要である。</p> <p>○ NHKの受信料負担が、日本における有料放送の発展の阻害要因となっている。</p> <p>○ 受信料の大胆な値下げに関しては、出来るだけ速やかに実行されることが必要である。</p> <p>○ 支払率100%が可能な受信料制度への早期の移行を望む。</p>	<p>御意見は参考として承ります。</p>

【(一社) 衛星放送協会】	
・受信料引下げ等について	
<p>○ NHKは更に受信料の値下げを行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>第3章1.(3)において、繰越剰余金を受信料の引下げにより視聴者に還元されるようにするための制度の導入を示していますが、受信料については、国民・視聴者から納得を得られるようなものにしていくことが重要であり、NHKにおいて、受信料の公平負担を徹底するほか、業務の合理化・効率化を進め、その利益を国民・視聴者に適切に還元していくといった取組が求められると考えます。</p> <p>なお、2021年1月13日にNHKから公表された「NHK経営計画(2021-2023年度)」において、還元の原資として事業規模の1割にあたる700億円程度を確保し、衛星波の削減を行う2023年度に受信料の値下げを行う方針が示されています。</p>
・NHKの業務改革等について	
<p>○ 「放送を巡る諸課題に関する検討会」の第1次提言は、「インターネット時代におけるNHKの在り方」について「業務の在り方」「受信料の在り方」「経営の在り方」は一体的に改革されるべきだとの考え方を示しました。当連盟は、このいわゆる「三位一体改革」の考え方に一貫して賛意を表してきました。メディア環境が加速度的に変化していくなかで、NHK改革の継続は不可欠であると考えます。総務省におかれては、引き続きオープンな議論の場を設置し、国民・視聴者および当連盟をはじめとする関係者の意見を十分汲み上げていただくようお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【(一社) 日本民間放送連盟】</p> <p>○ 当委員会がかねて、NHK改革の大前提は子会社等を含めたグループ全体を対象に「業務・受信料・ガバナンス」の三位一体改革を不可分で進めることであると、繰り返し指摘してきた。しかしながら、NHKは未だ改革の道筋を明らかにしておらず、公共</p>	<p>NHKの経営は、国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、NHKにおいては、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化等、既存業務の見直しに聖域なく徹底的に取り組むこと等が強く求められていると考えます。</p>

放送として担うべき役割が国民・視聴者の理解を得られたとは言えない状況が今も続いている。それは、NHK自身が2020年7月に実施した世論調査において、特に「受信料の公平負担」と「受信料制度の理解促進」の2項目に国民・視聴者から厳しい目が向けられていた結果からも明らかだ。分科会での議論を通じて公共放送、特に受信料をめぐる問題点が浮き彫りになる中、NHK自身が抜本的な業務範囲の見直しと国民・視聴者が納得できる受信料の在り方を提示しなかったことがその原因と考えられる。とりまとめ案は改革の第一歩として評価できるが、歴代総務相が希求してきた抜本的な三位一体改革には及んでいない。三位一体改革本来の目的は、公共放送として必要な業務範囲を絞り込み、適正なガバナンスを確保することで、国民・視聴者に受け入れられる受信料の体系および水準を実現することだ。分科会には今後、この目的を達成するためのNHK改革のグランドデザインについて議論を深めてほしい。

【(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会】

- 業務・受信料・経営ガバナンスの三位一体改革を主張してきた。しかし、三位一体改革の全体像が未だ見えない中で、受信料制度のみを切り離して制度改革が行われるべきではない。三位一体改革を進めることによって国民・視聴者の納得感や信頼を得、支えられてこそ、NHKが標榜する新しい「NHKらしさ」の追求につながると思う。

【(株) テレビ東京ホールディングス】

- 国民的な納得と合意が得られる三位一体改革をNHKが遂行するよう、要望してきた。しかし、具体的な三位一体改革に向けての動きは、今回のとりまとめに至る過程でも受信料の徴収の方法や中間持株会社の新設といった、小手先の枝葉の議論に終始し

<p>ている印象が拭えない。公共放送としてのNHKの役割や適正業務及び規模といった、その在り方を巡る本質的な議論がまだ残されている。今回のとりまとめ、そして放送法改正をもって議論がいったん中断し、三位一体改革の実現に向けた動きが停滞しないよう、強く要望する。</p> <p style="text-align: center;">【札幌テレビ放送（株）他】</p> <p>○ 受信料の適正化を図っていく上でもNHKの経営体質の改善を示していくべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>○ 中間持株会社制度の導入や割増金よりもNHKの業務見直しや営業経費の削減を先行すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>中間持株会社制度の導入及び割増金についての考え方は、それぞれ第3章2.（3）及び第4章（3）③に示したとおりです。</p> <p>また、NHKの業務見直しや営業経費の削減については、NHKの経営は、国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、NHKにおいては、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化や、受信料収入の1割を超える高水準で推移している営業経費の一層の効率化等、既存業務の見直しに聖域なく徹底的に取り組むこと等が強く求められていると考えます。</p> <p>なお、2021年1月13日にNHKから公表された「NHK経営計画（2021-2023年度）」において、既存業務を抜本的に見直し、放送波を整理・削減するとともに550億円規模の支出削減を行う旨が示されています。</p>
<p>・スクランブル化について</p>	
<p>○ スクランブル化の早期導入は国民の望みであり、受信契約を締結した者のみがNHKの番組を視聴できるようにすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本とりまとめ案では、スクランブル化について検討していませんが、NHKは、公共放送として、放送法に基づき、国民・視聴者の信頼に応えつつ、あまねく全国で受信できるように放送することや、豊かで良い番組を放送すること、地方向け番組も提供することなどが求められており、料金を支払う者のみが受信できることとなるスク</p>

	<p>ランブル化は、広く国民・視聴者を対象とする公共放送の役割になじまないと考えます。</p> <p>なお、2017年の最高裁判所の判決（第2章（1）の注釈1及び参考資料54頁参照）においても、NHKの財源についての仕組みは、現実には放送を受信するか否かを問わずNHKの放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることにより、NHKが受信設備の設置者全体により支えられる事業体であるべきことを示すものにほかならない旨が判示されているところです。</p>
<p>・NHKの解体/民営化について</p>	
<p>○ 肥大化したNHKは解体又は民営化すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本とりまとめ案では、NHKの解体や民営化等について検討していませんが、我が国の放送は、広く国民・視聴者が公平に負担する受信料を収入源とするNHKと民間放送の二元体制の下で着実な発展を遂げてきたところ、NHKにおいては、国民・視聴者の信頼に応えつつ、引き続き公共放送としての社会的使命を果たしていくことが求められるものと考えます。</p>
<p>・放送番組について</p>	
<p>○ バラエティ番組・娯楽番組は公共放送としてふさわしくなく、災害情報・報道番組等に限定すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本とりまとめ案では、NHKの放送すべき番組について検討していませんが、放送法は、放送事業者による「自主自律」を基本とする枠組みであり、放送事業者は、自らの責任で放送番組を編集するものとされています。</p> <p>また、放送法では、NHKを含む基幹放送事業者は、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設けることが求められています。</p> <p>さらに、NHKについては、放送法では、公衆の要望を満たし、文化水準の向上に寄与するように、豊かで良質な放送番組の放送を行うこと、我が国の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つこと等が求められています。</p>

	<p>NHKにおいては、こうした放送法の規定を踏まえ、国民・視聴者の信頼に応えつつ、公共放送としての社会的使命を果たすことが求められるものと考えます。</p>
<p>○ 教育、福祉、芸術の観点からEテレの存在意義は重要であり、Eテレの売却等は不適當である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本とりまとめ案では、Eテレの売却等については、検討しておりません。</p> <p>また、放送法では、NHKを含む基幹放送事業者は、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設けることが求められています。</p> <p>NHKにおいては、国民・視聴者の信頼に応えつつ、あまねく全国で受信できるように放送することや、豊かで良い番組を放送することなどにより、公共放送としての社会的使命を果たすことが求められるものと考えます。</p>
<p>上記以外の御意見について</p>	<p>本とりまとめ案で検討を行っていない、NHKの在り方に関するその他の御意見については、総務省において、今後の参考にすべきものと考えます。</p>